

地方法人課税のあり方等について

平成26年10月7日
全国商工会連合会

1. 商工会とは

■商工会とは

- ・地域で事業活動を行う商工業者の集まり
地域に密着した唯一の総合経済団体

■商工会の役割

- ・地域の商工業者の総合的な振興発展
併せて社会一般の福祉の増進
- ・中小・小規模企業の経営支援（相談・金融・税務・労務等）
- ・地域の商工業者が活動しやすい事業環境の整備
- ・セミナー・イベント等の実施
- ・まちづくり等地域活性化の取組み

会員 84.7万

他に青年部員 43,116人 女性部員 105,267人

市町村商工会 1,671

職員総数 10,780人（1商工会平均6.4人）
うち経営指導員 4,236人

都道府県商工会連合会 47

職員総数 1,123人（1県連平均24.0人）
うち専門経営指導員等 395人

全国商工会連合会

職員総数 42人



■商工会地区（上図の赤い部分）は、国土の約3/4を占め、全商工業者の約1/3が存在する。

■商工会地域の課題

- ・地域間格差拡大
- ・地域コミュニティの弱体化
- ・生活者不便の増大など

■商工会は、商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）に基づき設立された特別認可法人

1. (1) 商工会の経営支援

■地域の商工業者の支援を行う。

商工会は、地域内における中小企業者の経営に関するさまざまな相談や悩みにお応えしています。

特に小規模企業に対しては、巡回・窓口相談を中心に金融・税務・労務・経理・戦略的経営・情報化・人材育成・共同事業・新規創業・共済などのきめ細かな相談事業を中心とした経営支援を行っています。



『商工会は、行きます・聞きます・提案します』をキャッチフレーズに支援を行っています

<経営支援の実績>

経営相談数：304万件/年

(経営指導員一人当たり716件/年)



起業支援の体制を強化



商談会を開いて、特産品を活かした新商品の販路開拓を支援



中小企業の経営に役立つセミナーの企画・運営も実施



地域の事業者をコーディネートして、新商品開発を支援

1. (2) 商工会の地域活性化支援

■ 地域社会の活性化に取り組む。

商工会は「総合経済団体」また小規模企業の「経営支援団体」として、役職員一体となって、豊かな地域づくりと商工業の地域発展のために取り組んでいます。

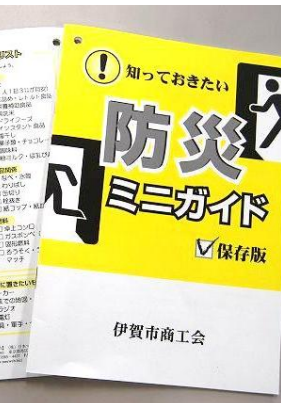
例えば、消防団等防災や子育て支援（地域課題への取組やボランティア）、地域のまつりや産業祭等の企画、商店街イベント、観光・交流事業や市町村の地域振興計画への参画・提言等まちづくりの事業を行い、地域活性化について、それぞれの地域に応じて様々な取組を行っています。



中山間地での移動商店街



デマンドタクシーは、高齢者等の買い物支援と商店街の売上アップに貢献



BCP(事業継続計画)を支援

商店街の活動もサポート

お祭りで地域経済を活性化

まちおこしイベントで人気商品に

移住促進の取り組み

2. 中小・小規模企業の現状

○デフレ、円高、グローバル競争等が継続するなか、中小企業、とりわけ小規模企業は、厳しい経済環境に直面しており、企業数は激減。直近のわずか3年間で35万社が減少。

○日本は2011年から本格的な人口減少社会に。平成16年から22年までの人口増加率を見ると、大都市圏及びその周辺、沖縄県以外は、すべて人口が減少。

【中小企業数の推移】

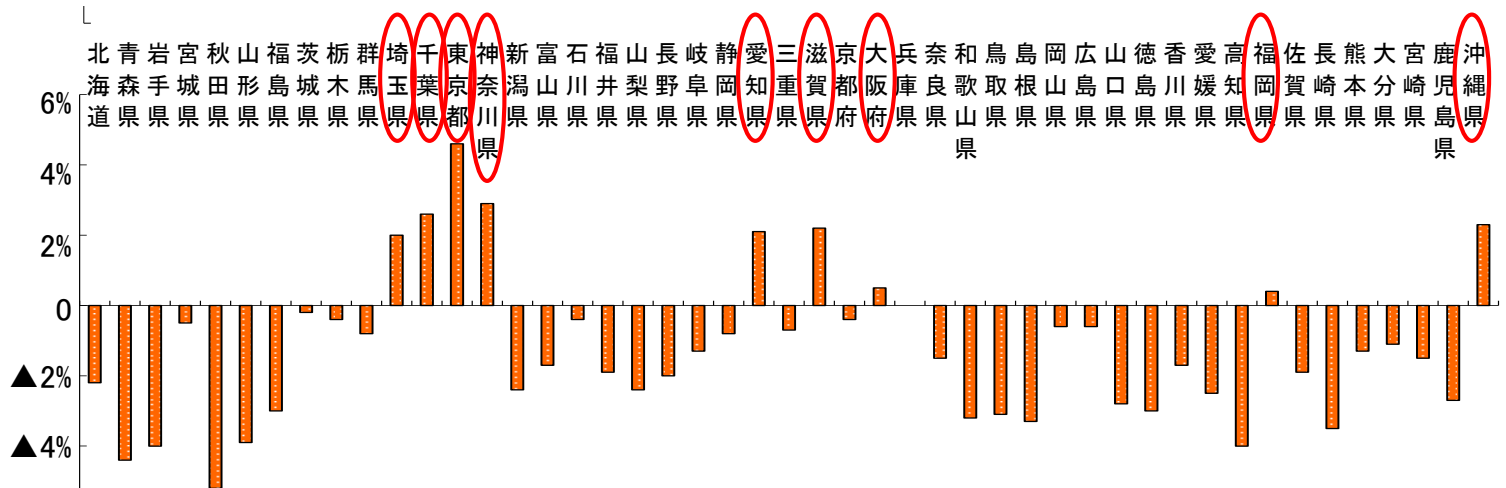
(単位:万)

	H3	H8	H13	H18	H21	H24	H3~H13	H13~H24
製造業	74	66	55	46	45		▲25.7%	
非製造業	446	441	414	374	375		▲7.26%	
合計 (うち小規模計)	520 (459)	507 (448)	469 (410)	420 (366)	420 (367)	385 (334)	▲9.8% (▲10.67%)	▲17.91% (▲18.54%)

出所: 中小企業白書(総務省「事業所・企業統計調査」「平成21年経済センサスー基礎調査」「平成24年経済センサスー活動調査(速報値)」加工)

【人口増加率】

H16~H22

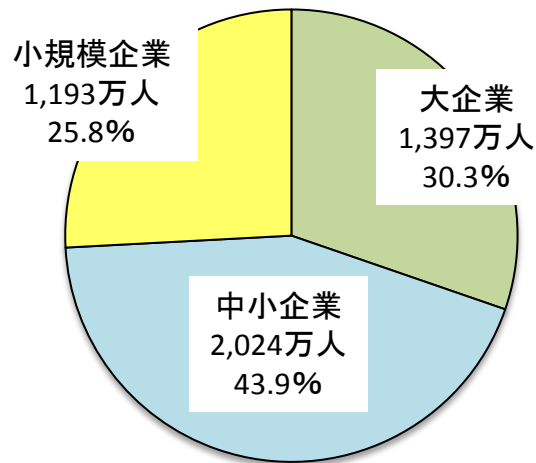


2. 中小・小規模企業の現状

○雇用の状況を見ると、中小・小規模企業が約7割を占めており、地域雇用の主要な担い手となっている。

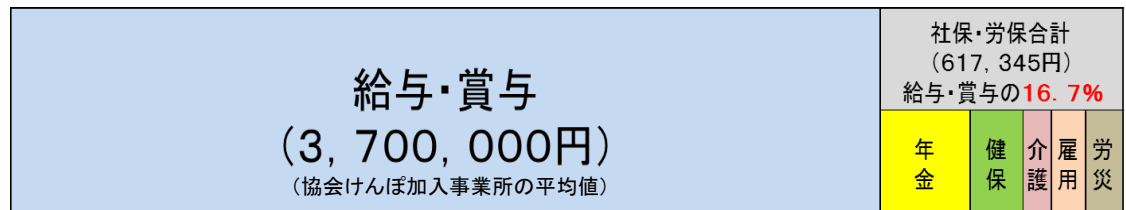
○中小・小規模企業にとっては、税・社会保障の負担感が大きく、法人税の負担軽減等の特段の配慮が必要。

【従業員数】 (2012年、4,614万人)



出所:総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工

【従業員を1名雇用した場合の社会保険・労働保険の事業主負担分のイメージ】 ※全国連試算



【社会保障負担の増加】

協会けんぽ保険料率
8.2→**10.0%**
平成21→25年度

厚生年金保険料率
13.58→**18.30%**
平成15→29年度

3. 小規模企業振興基本法の制定

○かかる現状を踏まえ、平成26年6月、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築するための「**小規模企業振興基本法**」が成立。

- 「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を積極的に評価することを基本原則として位置づけ。
- 国・地方公共団体は基本原則に則り施策の策定・実施の責務を有する旨を明記。
- 政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画（5年間）を政府が策定。

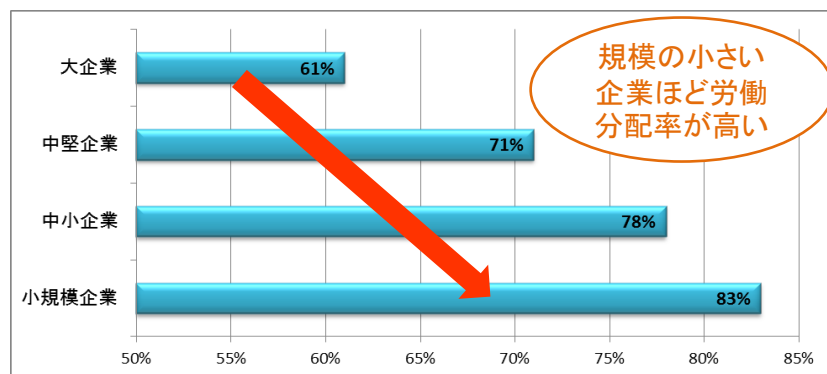
4. 地方法人課税のあり方等について

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

○従業員への給与総額や資本金を課税対象とする外形標準課税を**中小企業にも新たに適用**することは、地域の雇用維持を困難にし、賃金引上げを抑制することとなり、現在、政府が進めている賃金引上げの流れに逆行するものである。

○担税力が低く資金繰りが困難な赤字中小法人に対して新たな負担を強いるばかりでなく、黒字中小法人であっても増税となることが懸念され、地域を支える中小法人の経営に多大な悪影響を与え、ひいては、地方経済を壊滅的な状況に追い込むこととなるため**絶対反対**である。

【法人の労働分配率】



- 外形標準課税（付加価値割）は「賃金への課税」そのもの。
- 付加価値割の7割は「報酬給与額」。外形標準課税の対象拡大は、利益水準が低いながらも歯を食いしばって雇用を支えている中小・小規模企業に、「賃金課税」を導入することであり、**政府の重要課題である「デフレ脱却」に真っ向から反するもの**。
- 外形標準課税は、過去数年に渡る大きな議論を経て、今の結論（資本金1億円超の企業のみ対象とする）に至ったのであり、簡単に制度を変更できるものではない。
- 国際的にも、賃金を課税標準とする制度は廃止されている。

出所：財務省「法人企業統計（平成24年度）」

(2) 償却資産に対する固定資産税の廃止

○償却資産に対する固定資産税は、新たな投資意欲を削ぐだけでなく、中小企業の財務基盤を徐々に弱体化させるものであることから、**早期に廃止**すること。少なくとも、少額減価償却資産については、国税の基準と統一し申告対象から除外すること。